

◇泉 美和子君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき、二つの問題について一般質問いたします。

初めに、T P P環太平洋戦略的経済連携協定について質問いたします。

昨年10月、菅直人首相がT P Pへの参加を突然言い出して以来、T P P問題が国政の大争点になっています。日本が環太平洋連携協定に参加すれば、まず何よりも国民への食糧の安定供給が危険にさらされます。T P Pの最大の特徴はすべての品目の関税撤廃を原則にしていることです。農産物の関税がゼロになれば、輸出大国であるアメリカ、オーストラリアなどから米、畜産物、砂糖などが大量になだれ込み国内生産は致命的な打撃を受けます。農水省の試算によれば、米生産は90%がなくなり、小麦は99%、牛乳・乳製品は56%、サトウキビ100%、牛肉75%、豚肉75%などが打撃を受け、農産物の生産額は4兆1,000億円、50%減少するとされています。

昨年3月、民主党政府は食料自給率を10年後に50%に引き上げる食料・農業・農村基本計画を打ち出しました。打ち出したばかりでありますけれども、T P P参加はそれとは逆行するもので、食料自給率は40%から13%に低下することが農水省試算でも明らかにされています。貿易、自由化に乗りおくれるなど強く求めているのは日本経団連です。輸出大企業のもうけのために国民の食料を犠牲にし、農業と農村を切り捨てることは許せません。世界は、食料は自由に輸入できる、こういう時代ではありません。自由化一本やりではなく、食料主権を確立し、農業の多面的発展に力を注ぐべきです。T P P参加が当地域へ与える影響とT P P参加について町長はどのようにお考えでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

T P Pの影響は農村、農林漁業にとどまりません。物の貿易では、地場産業、中小企業が主に担ってきた繊維や皮革、はき物などの分野も関税ゼロになれば外国産が大量に入り深刻な打撃を受けます。物以外の分野でも、雇用、医療、金融や保険、医師、看護師、あるいは介護士などの労働市場の開放まで含まれています。賃金もアジア諸国の低賃金との競争にさらされて大幅に引き下げられる危険があります。暮らしや社会制度、広範な分野にわたり重大な影響が及ぶものです。日本医師会は昨年12月、T P P参加によって日本の医療に市場原理主義が持ち込まれ、最終的には国民皆保険制度の崩壊につながりかねないと見解を公表し、懸念を指摘しています。

当町議会においても、昨年11月、美郷町農業と地域経済に与える影響が大きいとして反対の意見書を国に提出いたしました。全国的にもJ Aをはじめとする団体など、各地で参加反対のため

の集会などが開催されています。40都道府県議会と1,100を超える市区町村議会で意見書が可決されています。反対の世論が今大きく盛り上がってきています。幅広い国民運動が広がるもとの、産経FNNの最近の世論調査では、菅内閣のTPPの取り組みについて「評価しない」が「評価する」を上回るなど、国民世論にも大きな変化が生まれつつあります。菅首相は、6月には参加を判断すると明言してTPPへの道を突き進んでいます。国民生活に重大な影響を及ぼすTPP参加はやめるよう国に強く求めていくべきときではないでしょうか。町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

TPPについてですが、この件については、今後の国の形に大きな影響を及ぼす問題として各方面から賛否両論が出ている状況にあり、安易に影響数値を算出することに抵抗がありますが、農林水産省及び秋田県の試算に基づいて農業分野についてのみ試算してみますと、平成20年をベースとした美郷町への影響については、農業算出額で54億円、比率として84.4%減少する試算結果となります。ただし、この数値については、国境措置の撤廃に当たり財政負担等による追加対策を行わないこと、安い輸入品と競合する国産品は輸入品に置きかわることなどを前提としているため、影響額が大きく出ている可能性があることにご留意をお願いいたします。

次に、TPP参加についてどう考えるかですが、その考えをまとめるには、参加とした場合、食料安全保障も視野に入れた国の新たな農業政策のフレームと、その政策展開によって国内農業がどう変化するのか。また、参加に伴い、農業以外の産業がどう変化するのかという見通しと、参加しないとした場合、今後の農業政策のフレームと、その政策展開によって国内農業がどう推移するのか。また、不参加に伴い、農業以外の産業がどう推移するのかという見通し、両方を比較検討することが必要と思います。しかしながら、現在のところ、例えば農業についてはその対応について議論の方向すら定まっていない状況ですし、工業についても一部業種の不参加による損失試算しか伝わってきていない状況です。

このように、比較検討できる情報が届いていない状況でTPPについて具体を論ずることは判断を誤る危険性がありますし、仮に、結論ありきのような進め方を国が進めるのであれば、それには大いに異議があるところです。

また、TPP参加をやめるよう国に求めていくことに関しては、既に全国町村会が昨年10月、国が現場の声を一切聞かずにTPP参加について言及したこと、食料自給率を50%達成するとし

た政策目標、あるいは戸別所得補償制度の本格実施との整合性がないことなど、言行不一致を指摘し、その上で将来を見据えて海外とも競争できる農林水産業を早急に確立するための政策樹立が必要なことを決議しており、県町村会ではこの決議を踏まえ、平成23年度の活動で何らかの行動を検討する旨伝わってきておりますので、こうした機会を通じ、参加、不参加両面での影響や、今後の国の対応方策などを早急に国民に提示し、国全体で議論を深めていけるよう国に求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） この問題については、町長おっしゃるとおり、いろいろな多方面からの賛成・反対の意見があるわけですが、私が強く感じていることは、マスコミがとにかく財界中心といたしますか、参加しなければもう大変なことになると、日本が鎖国状態になるという菅総理の話を一方的に流す、そういうことが多いように感じるわけです。町長がおっしゃったように、両方の立場からの考え方を国民に示していく、このことを国に求めていくということは、その点は本当に町長と一致するところですよ。

日本はもうアメリカ依存といたしますか、簡単に言うとアメリカべったりといたしますか、そういうことがこのTPP問題にも如実にあらわれていることだと思います。今、農業への美郷町への影響を話されましたけれども、農業ばかりでなく国民の暮らし全体に大きな影響があるということも一部ありますので、ぜひ今後もこの問題について十分国に対して要望していただきたいと思います。

今、全国的には、各市町村とか、あとJAはもちろんですけれども、各市町村でも首長が中心になって集会を開く、こういうことがまた広がってきております。一部報道もあります。北海道などは大きく影響があるということでこういうことがやられているようです。

それで町長に1点、どちらの対場という、参加、不参加、参加に賛成、反対というよりも広く住民にこういう問題を提起していくということで、両方の立場の意見を聞くというような学習会のような、集会のようなものをぜひ町としても検討してみたいかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 先ほど答弁いたしましたとおり、この問題については大きい問題ですので両方の情報をもとに勉強、学習することが、あるいは議論を深めることが必要であるというふうに思っています。現段階では両方の情報が届いていないのが実態でございます。したがって

て、広く提起することについては異存ありませんが、主催するに値するだけのきちんとした資料あるいは情報があって初めて可能になりますので、現段階においてはご意見として賜っておきます。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 国からいろいろなこういう資料が届くものかどうかということは私もよくわかりませんが、今こういう問題が起きてからいろんな専門家、大学の先生たちが地域に出向いてこの問題の講義をする、学習会をする、こういうことが今秋田県でも広く行われてきております。美郷町でも農協婦人部の皆さん方の学習会などもありましたし、ぜひこういうことを計画していただくよう要望しまして、次の質問に移ります。

2番目の質問です。

国保の一部負担金減免についてお伺いいたします。

長引く不況のもと、国保加入者にとっては国保税の支払いとともに、医療費の負担も大きいものがあります。国保法第44条は、自治体の判断で一部負担金の減免、免除など行えるとしております。厚労省は昨年、減免の新基準を発表し都道府県に通知し、減額が実行された場合の財源も国が特別調整交付金で補てんするとしています。また、同時に示したQ&Aでは、市町村の独自基準が新基準より範囲が狭い場合は対象を拡大すること、新基準以上の範囲の独自基準がある場合は狭める必要はないとしています。また、高額の外來医療を受ける場合など、新基準に該当しないケースであっても市町村の判断で減免が可能としています。またもう一つ、保険料を滞納している世帯であっても新基準に該当する場合は減免を行うこと、同時に、保険証返還の対象とならない特別の事情があると認められる場合に該当する可能性があるとし、保険証の取り扱いに留意すること、この留意点を明確に示しました。非正規雇用がふえ、中小企業が不況に苦しみ、農家所得も下がり農家経営も大変な中で、恒常的に収入の少ない人にもこの44条を適用させるべきではないでしょうか。これまでこの制度の利用はあったでしょうか。景気低迷のもとで医療費の負担が受診抑制につながり、ひいては命の危険につながる例も全国的には出されています。この制度の住民周知を図っていくべきではないでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国保の一部負担金減免についてですが、国では、国民健康保険の医療費の窓口での一部負担金の減免について、以前より廃業・失業等により収入が著しく減少したときなどを減免の対象とす

る旨を示していたところですが、ただいま議員がご指摘のとおり、昨年9月に市町村の自主性を担保しつつ、国としての最低限の基準として新たに収入減少の認定基準を定め、都道府県に対して通知をしております。その認定基準は、入院患者がいる世帯で、かつ世帯収入が生活保護基準以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下の世帯であることとしております。

美郷町では現在、美郷町国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免取扱規則に基づき、一部負担金の減免制度を運用しておりますが、国の通知を踏まえた規則改定を検討しており、今後、規則に明確化した上で運用するよう関係課で調整しているところです。

なお、ご質問の本制度による申請件数については、現在のところゼロ件となっております。また、当該制度のPRにつきましては、以前にも同様趣旨のご質問をいただいております。一部負担金の減免制度については、生活保護基準を目安にするといった厳しい基準であること、また、減免の期間も一時的な期間であることなどのため、安易な制度周知はかえって被保険者間に混乱を招く懸念もあることから、対象とならない方を含んだ全体に対する制度周知ではなく、個別の相談対応の際に必要な応じて制度内容を周知する現実的な対応が望ましいと答弁しておりますが、これまでこうした対応をしてきております。今後もこうした対応を踏襲しながら、要件に合致し、かつ一部負担金の減免が必要と思われる方に対しましては、保険証更新時の納税相談の場面を利用しながら制度を説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） はい、再質問。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 利用の件数がなかったということですが、これは相談はあったのでしょうか。相談があって、その対象がいなかったのかどうか伺います。

○議長（高橋 猛君） 町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 実務的な内容でありますので、担当課長に答弁させます。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 私が来てから2年になりますけれども、その期間において具体的な問い合わせがあったとは認識していません。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） PRについてですけれども、同じ答弁でありますけれども、日本の場合、国保税とか一部負担金が払えないと、こういうことになると、それを救うセーフティネットがないと即生保にいくと。ところが、その生保もなかなか難しいと、現状はこういうことだと思うんです。こういうときにこういう制度を広く知らせていく、知らせないと言っているわけでは

もちろんないわけですがけれども、いろんな福祉制度とか医療制度の一環としてこういうものがあるということを住民に広く知らせておくということは、私は大変大事なことだと思います。今、厚労省が新基準をつくったこの機会にこういうこともやるべきでないかということで、同じ前回の答弁はいただいておりますけれども、それから一步進んでこの厚労省の通知に基づいてやれるのではないかと、やりやすくなっているのではないかという意味で質問しているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） 再質問の趣旨を、町が一部負担金の減免について事務的に取り扱いやすくなっているのではないかという趣旨でお答えいたしますが、美郷町としてはこれまで規則に基づいて実施しておりますので、国の方針が示されたとしても、やりやすい、やりにくいという問題ではなくて、規則にのっとって粛々と進めてきているところですので、やりやすいというふうな実感は持っておりません。また、やりづらいとも思っておりません。粛々と進めるということがあります。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） そういう意味ではないんです。制度を、別に厚労省が新基準をつくったといっても大きく基準が変わったわけではないですよ。広く範囲が広がったわけではもちろんないのでそういう意味ではないんですが、これまでの仙北市の裁判などもありまして、今、住民に、広くといいますか、話題といいますか、今まで余り関心がなかった、知らなかったことも目に触れるようになったのではないかと、裁判などからして思うわけです。そういう意味からしても、こういう制度もあるんだよということが、例えば、都会の方では病院の中に張られている、そういう制度のお知らせみたいにしてあるというところもちょっと聞いたことがあります、東京の方で。だから、そういう対象となる、ならないは別として、こういう制度があるのだということが当たり前のように、何か特別のことではなくて困ったときに利用できる、でも実際対象にならないかもしれませんが、相談できるという、こういうことがいろんな福祉医療制度としては大事ではないかと、そういう意味でした。ぜひ今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。